

入居資格

市営住宅に入居するための条件は、下記の①～⑥すべて満たしていること。

- ① 世帯の収入が、月収額 15 万 8 千円以下、裁量世帯(高齢者世帯・障害者世帯・子育て世帯等)は、21 万 4 千円以下であること。
- ② 我孫子市内に住所又は勤務場所を有する方。
(外国人は在留期間が1年以上の在留資格を有し、かつ我孫子市に住民登録をしている方。)
- ③ 住宅に困っていることが明らかな方。
- ④ 市町村税を滞納していない方。
- ⑤ 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
ただし、単身者は、次のいずれか1つに該当している方。(ただし、常時介護を必要とする方で、市営住宅入居後、介護を受けることができず、または受けることが困難である方は除きます。)
 - ・ 60歳以上の方。(ただし、公営住宅法施行令改正の経過措置により、昭和31年4月1日以前に生まれた方も申し込みできます。)
 - ・ 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている方。
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級から2級の交付を受けている方。
 - ・ 療育手帳㉔、㉔の1、㉔の2、Aの1、Aの2、Bの1の交付を受けている方。
 - ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。
 - ・ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方。
 - ・ 生活保護を受けている方。
 - ・ 海外からの引揚者で5年を経過していない方。
 - ・ ハンセン病で療養所にいた方。
 - ・ 配偶者から暴力被害を受けている方で、保護施設等で保護等を受けた後5年以内の方又は、配偶者に対し裁判所から接近禁止命令等が出された後5年以内の方。
- ⑥ 申込者(同居者を含む)が、暴力団員ではないこと。

注意事項

- ・ 申込者(同居者を含む)が、持ち家(登記簿上の名義人及び共有名義人)及び UR住宅(旧公団)、公社、公営住宅の入居者は、原則として申込みはできません。
- ・ 家族を不自然に分割(夫婦の別居、兄弟姉妹のみ等)した申込み、あるいは統合(孫と祖父母、甥と姪、おじとおばの同居等)した申込みはできません。
- ・ 一度の募集に対して、ひと団地ひと部屋のみの申し込みとなります。(一度に複数の団地または複数の部屋に申込みはできません。)
- ・ 申込み後は、出産・死亡以外、入居しようとする人の増減は原則として認めません。
- ・ 婚約者は入居許可日までに婚姻をする旨の証明書を提出してください。
- ・ 配偶者に持ち家がある場合にも、離婚調停中である旨の証明等がない限り申込みはできません。
- ・ 近隣に迷惑がかかりますので、動物(犬、猫等)を飼うことができません。

失格事項

- ・ 申込(入居)資格要件に欠けるとき。
- ・ 申込書に不正の記載があったとき。
- ・ 入居許可時点で同居者等の人員が変わり資格要件に欠けるとき。
- ・ 入居許可後、決められた日までに入居の手続きを行わなかったとき。